

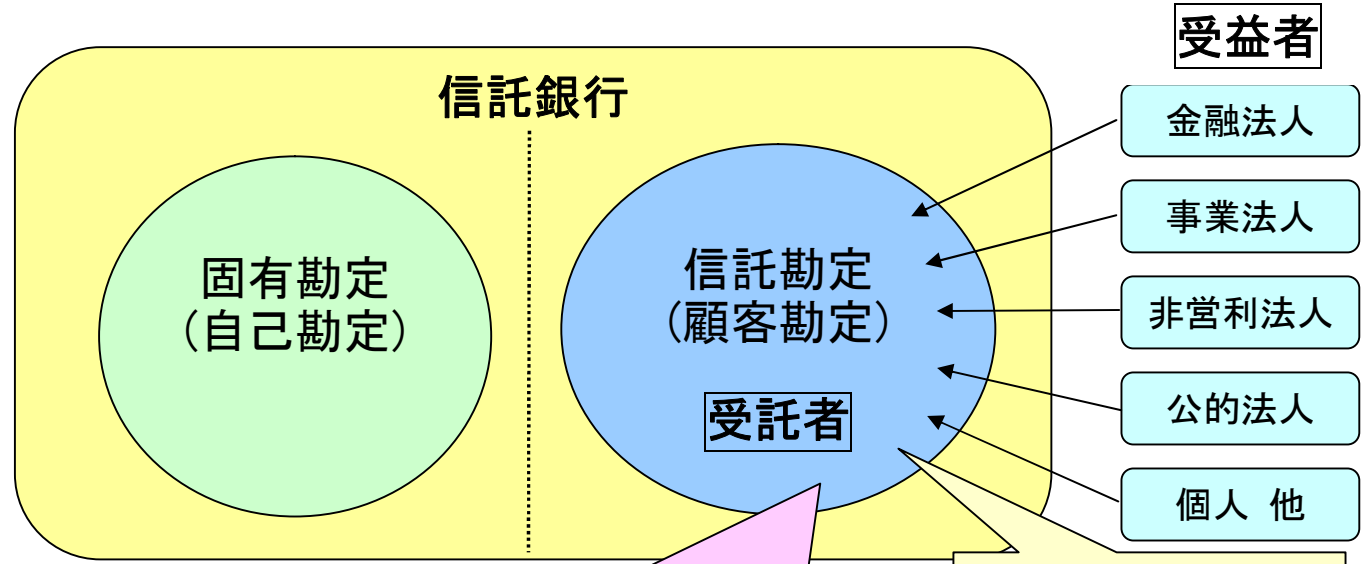
平成21年12月24日

資料 7

# 国債取引の決済リスク削減について

信託協会

# 信託銀行とは



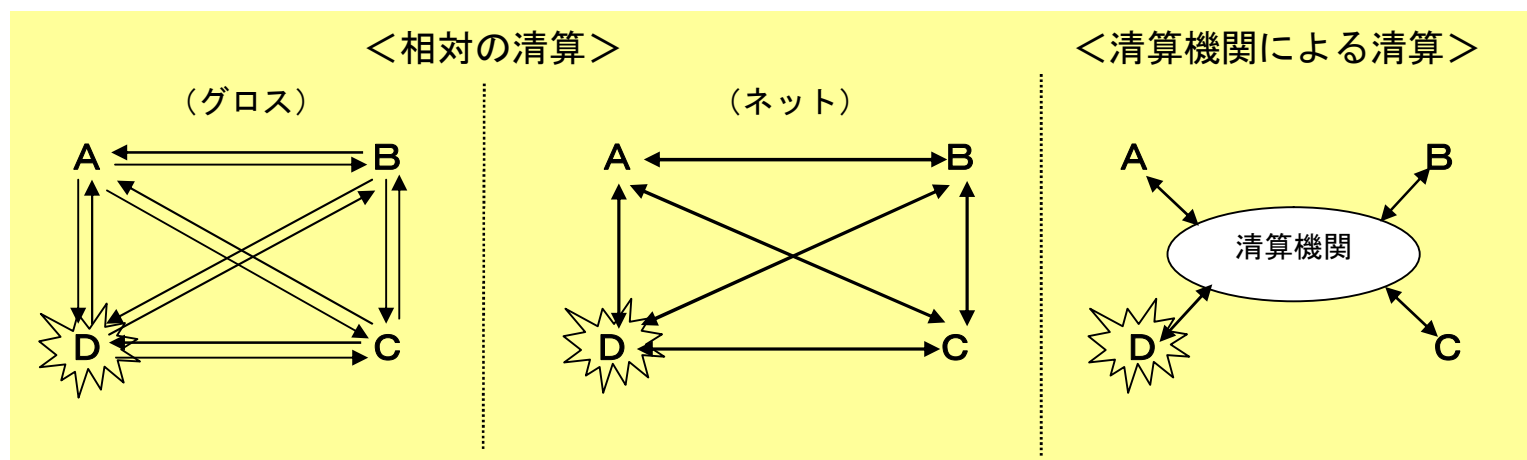
信託財産残高(業界全体) 約750兆円  
うち有価証券 約328兆円  
うち 国債 約129兆円  
(2009年9月末現在)

契約単位で分別管理

信託勘定 (顧客勘定) の経済効果は、すべて受益者に帰属する

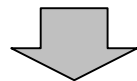
## 決済リスクについて

- グロス決済 (①) に比べて、ネットィング決済 (②) は相応の決済リスク軽減効果がある。
- 現状の信託財産の決済においては、ネットィング決済 (②) が主流となっている。
- さらに清算機関 (③) を利用することにより、決済の効率化およびリスクの分散が図られる。



## 清算機関への参加にあたっての留意点

- ◆ 「清算機関による清算」によると、取引相手ではない参加者が破綻した際に、債務保証のための費用負担が発生するリスクがある。



参加者の破綻やフェイルによって発生する費用等の帰属を明確にするために、関係法令およびルールの確認・整備が必要。

さらに、想定されるリスクについて、事前に受益者の理解が必要。

## その他の留意点

- ◆ 他の清算機関（ほふりクリアリング）と比較して、預託金拠出等の負担が大きく、費用対効果の観点から検討が必要。
- ◆ 安定的な稼動・切替えに向けた、システム開発等の相応の準備期間が必要。
- ◆ 清算機関が有効に機能するためには、より多くの市場関係者の制度参加が必要。